一　般　競　争　入　札　公　告

盛岡市市営建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の６第１項の規定に基づき公告する。

令和８年９月17日

盛岡市長　内　舘　　茂

記

１　入札に付する事項

(1) 工事の名称　　旧盛岡市営野球場解体工事

(2) 工事の場所　　盛岡市東新庄一丁目地内

(3) 工事の期間　　449日間（連休加算23日間を含む。）

(4) 工事の概要　　【土木工事】

敷地造成工　　N＝１式

植生工　　A＝1300m2

構造物撤去工　N＝１式

側溝工　　L＝683m

【建築工事】

本部席　　１棟　解体（RC 造地上１階建　延べ面積 73.6 ㎡）

ﾀﾞｯｸﾞｱｳﾄ　２棟　解体（RC 造地上１階建　延べ面積 95.2 ㎡）

ｽｺｱﾎﾞｰﾄﾞ　１棟　解体（軽量鉄骨造地上３階建　延べ面積 59.52 ㎡）

物置　　１棟　解体（補強 CB 造　地上１階建　延べ面積 29.06 ㎡）

便所　　１棟　解体（補強 CB 造　地上１階建　延べ面積 21.93 ㎡）

選手控室　１棟　解体（軽量鉄骨造　地上２階建　延べ面積 113.27 ㎡）

管理人棟　１棟　解体（木造　地上２階建　延べ面積 59.94 ㎡）

２　入札等の予定日時

(1) 入札日時　　令和８年10月14日（水）　９時00分から15時00分まで

(2) 開札予定日時　　令和８年10月15日（木）　９時10分

(3) 再入札の場合　　・入札２回目　令和８年10月16日（金）　９時00分から11時00分まで

・入札３回目　令和８年10月16日（金）　13時00分から15時00分まで

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 政令第167条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第３条第１項の規定による建設業の許可を受けている者であること。

(3) 法第27条の23第１項の規定による経営事項審査に基づく有効期間内の総合評定値通知書の交付を受けている者であること。

(4) 法第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を現に受けていない者であること。

(5) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準(平成３年９月30日市長決裁)による指名停止を現に受けていない者であること。

(6) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。

(7) １に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(8) 市税を滞納していない者であること。

(9) 電子証明書を取得し、盛岡市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）にて利用者登録を行っている者であること。ただし、特段の理由があり、入札日前日までに紙入札参加

承諾願を発注者に提出し受理された場合を除く。

(10)令和８・９年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格　土木一式工事甲Ａの者で土木工事業において特定建設業許可を有する者であること。

(11)次のア、イ又はウに掲げる者について当該ア、イ又はウに定める要件を満たす者を工事現場に配置できる者であること。ただし、ウにあっては法第26条の２第１項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。

ア　現場代理人　入札に参加する者に雇用期間を特に限定することなく申請日前３箇月以上継続して雇用されている者(入札に参加する者が個人である場合の本人、法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。)で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者として配置されていないものであること。ただし、市営建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和および下請負人となる資格の制限の緩和について（平成24年１月20日市長決裁）による現場代理人の兼務を認める。

イ　主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）

(ｱ)　常時雇用者であること。

(ｲ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者で、工事現場に専任できる者であること。

ウ　専門技術者　常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第３項の規定による専任の主任技術者等として配置されていない者であること。

４　設計図書の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

(1) 設計図書は、盛岡市公式ホームページ＞事業者の皆さんへ＞事業者向けリンク集　電子入札システム・入札情報公開システム＞入札情報公開システムに掲載している。

また、盛岡市財政部契約検査課（盛岡市内丸12番２号）の閲覧場所においても、公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前９時から午後４時まで閲覧できる。

(2) 契約条項を示す場所は、盛岡市財政部契約検査課とする。

５　入札参加方法

(1) 入札参加希望者は、入札書、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）及び工事費内訳書（総括）（様式第７号）を電子入札システムにより２(1)の入札日時に提出すること。

(2) 発注者から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札書、工事費内訳書（総括）及び一般競争入札参加資格確認申請書を２(1)の入札日時に持参により提出すること。

(3) 特段の理由があり、紙入札により参加を希望する場合は、２(1)の入札日の前日までに紙入札参加承諾願及び一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出すること。発注者に受理された場合は、２(1)の入札日時に入札書及び工事費内訳書（総括）を提出することができる。

(4) 各書類の提出先は、盛岡市財政部契約検査課とし、提出書類の様式については、盛岡市公式ホームページ（建設工事・建設関連業務委託に関する様式）に掲載している様式を用いること。

６　入札保証金　免除

７　入札の回数　３回までとする。ただし、落札者がいない場合は、政令第167条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約（見積徴取の回数は１回限りとする。）に移行するものとする。

８　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

９　契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

10　落札者の決定方法

(1) 本工事は、予定価格以下で最低の価格で入札した者（最低制限価格未満で入札した者を除く。）から順に落札候補者として落札を保留した旨の落札候補者決定通知を発行し、入札参加資格を審査した後、落札者を決定する。

（落札者の決定予定日　令和８年10月19日以降）

(2) 落札者を決定した場合は、入札参加者に通知し、入札情報公開システムにおいて公表する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格確認通知書（資格無）により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

11　入札参加資格確認書類

(1) 入札参加資格確認書類等及び提出部数

ア　入札参加資格確認書（様式第11号）　１部

イ　建設業許可通知書の写し　１部

ウ　直近の有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し　１部

エ　配置予定の現場代理人及び主任技術者等の雇用関係及び主任技術者等になりうる資格を確認できる資料　各１部

オ　工事費内訳書（詳細）（任意様式）　１部　※１回目の入札金額を積算した資料

(2) 提出書類の様式については、盛岡市公式ホームページ（建設工事・建設関連業務委託に関する様式）に掲載している様式を用いること。

(3) 提出期限及び提出方法

ア　提出期限　落札候補者決定通知日の翌日（休日を除く。）20時までとする。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。添付書類の合計ファイルサイズが３MBを超える場合は、盛岡市財政部契約検査課へ持参により提出するものとする。持参期限は、同日17時までとする。

12　契約書作成の要否

契約書は、作成する。

なお、本工事は電子契約の対象である。

13　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) ３に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 11(1)に掲げる入札参加資格確認書類を提出期限内に提出しない者のした入札

(3) ５及び11(1)に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札

(4) 入札条件に違反した入札

14　契約保証金に関する事項

契約保証金又は契約保証金に代わる担保等の額は、契約金額の100分の10以上とする。

15　その他

(1) 本工事は、盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第２条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、議決後に本契約となるものである。

(2) 本工事は、令和８年度から令和９年度までの２箇年度継続工事であるため、契約締結に当たっては、各年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各年度の出来高予定額を規定する「契約の特則」を付すものとする。

(3) 現場説明は、行わない。

(4) 契約締結時までに５に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合には、盛岡市財政部契約検査課に変更届を提出するものとする。

(5) 提出された書類等は、返却しないものとする。

(6) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。

(7) ５及び11(1)に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。

(8) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び設計図書に関する事項についての質問は、令和８年10月６日（火）正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市財政部契約検査課あて提出すること。回答は、設計図書閲覧場所及び入札情報公開システムで令和８年10月９日（金）までに公表する。

電子メールアドレス　keiyaku@city.morioka.iwate.jp

盛岡市財政部契約検査課　Tel 019-626-7516、Fax 019-622-6211